

令和7年度第3回茨城県環境審議会

日 時：令和8年2月12日(木)午後1時30分から

場 所：茨城県庁 行政棟11階 1103共用会議室

次 第：別紙のとおり

出席者：別紙のとおり

○司会(大高総括課長補佐)

それでは、定刻になりましたので、ただいまから、令和7年度第3回茨城県環境審議会を開会いたします。

本日の司会を務めさせていただきます環境政策課総括課長補佐の大高と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

今回の審議会は、この場にご出席いただく方式とオンラインでご出席いただく方式のハイブリッドで開催しております。

ご不便な点もあるかと存じますが、何とぞよろしくお願いいたします。

また、委員の皆様におかれましては、円滑な議事進行にご協力のほど、よろしくお願いいたします。

それでは、開会に当たりまして、県民生活環境部部長の石川よりご挨拶を申し上げます。

○石川県民生活環境部長

皆様、こんにちは。県民生活環境部長の石川でございます。

本日、大変お忙しい中、委員の皆様方には、今年度第3回目となります環境審議会にご出席、ご参加を賜りまして、誠にありがとうございます。

また、皆様方には、日頃から、本県の環境行政にご理解とご尽力を賜っておりますことを、この場をお借りいたしまして、改めて御礼を申し上げたいと思います。

本日の議事でございますが、2件、用意をしております。審議事項1件と報告事項1件を提出させていただいております。

まず、審議事項でございますが、第6次となります県の廃棄物処理計画の策定についてでございます。こちらについては、令和6年度の第2回審議会で諮問させていただいて以来、本審議会並びに小委員会におきましてご審議をいただきましたほか、パブリックコメントの実施によりまして、県民の皆様からもご意見を頂戴するなど、検討を重ねてきたものでございまして、今回、計画の答申案をご議論いただこうとするものでございます。

また、報告事項につきましては、今回、取りまとめていただきます処理計画に基づきまして、県として、具体的に何を取り組んでいくのか、各施策の内容につきましてご報告するものでございます。

詳細につきましては、この後、ご説明させていただきますが、いずれも本県の今後の環境行政を推進していく上で大変重要な事項でございますので、委員の皆様方には、忌憚のないご意見を賜りますようお願い申し上げます。簡単ではございますが、私からの挨拶とさせていただきます。

本日は、どうぞよろしくお願いいたします。

○司会(大高総括課長補佐)

それでは、本日の資料についてご確認をお願いいたします。

次第、出席者名簿のほか、資料につきましては、資料1、資料2-1、資料2-2、資料3-1、資料3-2、資料4、参考資料1、最後に資料5となっております。

不足がございましたら、事務局までお申しつけください。

また、オンラインでの会議参加の皆様をお願いいたします。

ビデオは可能な範囲で常時オン、マイクはご発言のときのみオンにさせていただきますようお願いいたします。

発言をご希望の際は、挙手機能をご利用の上、会長からご指名がありましたら、マイクをオンにしてご発言をお願いいたします。

それでは、内藤会長に議事の進行をお願いいたします。

○内藤会長

内藤でございます。

本日もよろしくお申し上げます。

本日の議事は、お手元にお配りしております次第にありますように、審議事項1件、報告事項1件を予定しております。

委員の皆様には、ぜひ、幅広い視点と豊かなご経験から、忌憚のないご意見をお願い申し上げます。

なお、本日は、15時をめぐりに終了するよう進めてまいりたいと考えておりますので、どうぞよろしくご協力のほどをお願い申し上げます。

それでは、議事に入らせていただきます。

初めに、議事録への署名をしていただきます委員を指名させていただきたいと存じます。内田委員と久米委員をお願いいたしますので、よろしくお申し上げます。

ありがとうございます。

それでは、議事を進めてまいります。

審議事項 第6次茨城県廃棄物処理計画の策定についてでございます。

この件につきましては、令和6年度第2回審議会において、知事から諮問を受け、これまで、本審議会及び廃棄物処理計画策定小委員会において議論を重ねていただきました。

それでは、事務局から説明をお願い申し上げます。

○廣瀬資源循環推進課長

資源循環推進課長の廣瀬でございます。

第6次茨城県廃棄物処理計画の策定についてご説明をさせていただきます。

着座にて失礼いたします。

第6次茨城県廃棄物処理計画につきましては、令和6年度第2回環境審議会において諮問させていただきまして、廃棄物処理計画策定小委員会において検討を重ね、計画案を取りまとめました。

前回の環境審議会におきまして、中間報告的なものとして計画素案を提示させていただきましたので、それらを踏まえ修正した計画案をもって令和7年12月16日から令和8年1月16日までパブリックコメントを実施し、併せて、市町村や県庁関係課へも意見照会をいたしました。

意見を反映した内容で修正した上で、1月30日に開催した策定小委員会で再度検討をいただき、本日の最終案としております。

内容に関しましては、前回と繰り返しになって恐縮ですが、第6次廃棄物処理計画(案)の概要を説明させていただきます。

資料3-1の概要版でご説明をいたします。

I 計画策定の趣旨でございますが、廃棄物の発生抑制及び適正処理に係る取組を第5次計画から引き続き推進するとともに、2050年頃の脱炭素社会及び持続可能な社会の実現を目指し、資源循環に係る取組を推進することを目的として策定するものでございます。

計画の位置づけは、廃棄物処理法に基づく法定計画であり、計画期間は令和8年度から令和12年度の5年間でございます。

次に、II 廃棄物処理の現状と処理量の予測でございます。

一般廃棄物のごみ排出量は、人口減少に加え、3R推進等による県民の削減努力などにより減少傾向でございますが、令和5年度時点で、本県の1人1日当たりの家庭系ごみ排出量は580グラムで、全国より22%多い状況でございます。

前回の環境審議会で、全国より多い理由を概要版にも記載したほうがよいのではないかとご指摘をいただきましたので、※の全国と比較して、庭木等の排出比率が高いことや、プラスチックごみの分別が進んでいないことが影響しているものと追記をしております。

産業廃棄物につきましては、排出量がほぼ横ばいである一方、最終処分量は増加、県内最終処分場の残余容量が減少しております。

また、令和6年度の不法投棄発生件数については、件数の多かった令和2年度と比較して減少しております。

次に、IV 廃棄物の減量化等の目標です。

本計画の各施策等の着実な実施を図るため、計画期間において目指すべき数値目標を令和12年度を目標年度として国の目標に準じて設定をいたしました。

具体的な数値目標としては、表に記載のとおりですが、一般廃棄物の目標では、新たな目標として、1人1日当たりの家庭系ごみ排出量を設定いたしました。本県は、全国値を22%上回っている状況であり、全国値との乖離を縮小させるため、国削減目標の約2倍の削減を目標として設定し、目標値を543グラムとしております。

このほか、排出量を85万1,000トン、最終処分量を5万トン、出口側の循環利用率を26%にすることを目標として設定しております。

次に、産業廃棄物の目標でございますが、経済活動の状況によって左右されるため、一概に減量するという目標設定は難しい状況にあります。

排出量につきましては、国目標ではプラス1%に抑制するとされているところ、本県においては、増加させないという観点から、予測値と同数の1,150万トンを目標値として設定をしております。

最終処分量は増加予測であるため、現状維持の16万7,000トンを目標値とし、このほか、

出口側の循環利用率については48.8%を目標として設定しております。

次に、不法投棄に関する目標でございますが、発生件数について、現計画では、過去最少であった平成29年度の水準まで減少させるため、80件以下とすることを目標として設定しましたが、未達成の状況であるため、引き続き、80件以下といたしました。

資料の裏面をご覧ください。

V 目標達成に向けた基本的施策(県の取組)でございますが、施策の方向性及び具体的な施策になります。

方向性は、3Rの促進・推進、廃棄物適正処理の推進、持続可能な廃棄物処理の推進と大きく3つに柱立てし、それぞれの方向性に項目、具体的に取り組むための基本的施策となっております。

第6次計画から新たに取り組む施策としては、水色の新しいマークがついているもので、内容を拡充している施策はオレンジ色の拡のマークをつけているものになります。

また、プラスチックごみ対策や、食品ロス削減の推進については、県民等の3R行動のさらなる促進が必要でありますことから、下に記載のとおり、重点項目としております。

食品ロス削減の推進につきましては、食品ロス削減推進法では、都道府県食品ロス削減計画の策定が努力義務とされており、本県では、食品ロス削減対策を廃棄物対策と一体的に推進するため、廃棄物処理計画の中に食品ロス削減計画として位置づけております。

このため、食品ロス削減計画に関する事項として、資料3-2の概要版で説明をいたします。

1 食品ロスの現状と課題の(2)茨城県の食品ロスの状況ですが、食品ロス量につきましては、2023年度の発生量は、家庭系食品ロスが6万3,000トン、事業系食品ロスが7万4,000トンと推計しております。

次に、2 食品ロスの削減目標です。

国では、食品ロス削減目標を2000年度の食品ロス量を2030年度までに家庭系は50%減、事業系は60%減としております。

国の削減率を踏まえ、本県の食品ロス量削減目標を、2023年度比で、2030年度までに家庭系を11.7%削減、事業系を14.0%削減することとし、2030年度までに食品ロス量を12万トンにすると設定をいたしました。

次に、3 施策展開でございますが、教育及び学習の振興、普及啓発など4つに柱立てし、削減目標に向かって施策に取り組むこととしておりますが、次期計画から新たに取り組む施策としては、水色の新しいマークがついているものになります。

以上が、第6次廃棄物処理計画の概要になります。

続きまして、前回の環境審議会の計画素案からの修正についてご説明をいたします。

資料4をご覧ください。

令和7年度第2回茨城県環境審議会後の対応について、1の環境審議会での意見を踏まえた対応として、意見と県対応は記載のとおりでございます。

また、2のその他の修正では、前回の環境審議会後に内容を見直して、修正したものになります。

2ページ、3ページ目は、県民等からの意見募集結果、パブリックコメントになります。様々なご意見をいただきましたが、廃棄物処理計画案に関するもので、意見を反映し、修正するものは、県の考え方の欄に「新旧対照表」と記載しているものになります。

4ページは、市町村の意見聴取結果で、意見については、計画案に反映させて、修正しております。

計画案の修正につきましては、参考資料1の令和7年度第2回環境審議会後修正に係る新旧対照表を使って説明をいたします。

参考資料1でございます。

1ページをご覧ください。

下に記載しているページ番号は、本編のページ番号となっております。

(2)廃棄物処理に関わる情勢と課題の部分で、カーボンニュートラルの目標を掲げている国について事実関係を確認すべきである。カーボンニュートラルと廃棄物処理の関係を、もう少しきちんと整理して記載したほうがよいのではないかとの意見をいただきました。

国の資料等を改めて確認しましたところ、カーボンニュートラルの目標を掲げる国の数について、時点ごとに異なることから、「世界各国で」との記載に変更したことや、より廃棄物に関連する内容として、カーボンニュートラルにおける3Rとしての取組例、また、トピックの内容を、目指すべき廃棄物処理、資源循環を図でお示しするなど、左側の赤字のとおり修正をいたしました。

次に、2ページをご覧ください。

持続可能な開発目標(SDGs)の観点から求められる対応で、第5次計画に記載されていた目標9「産業と技術革新の基盤を作ろう」が削除されているとのご指摘がございました。

第6次計画にも産業と技術革新に関する内容が含まれますので、左側の赤字のとおり、上に記載しておりますが、第5次計画と同様、目標9を記載することといたしました。

次に、3ページをご覧ください。

ウ 1人1日当たりの家庭系ごみの排出量で、全国と比較して排出量が多い要因を記載しておりましたが、個人の敷地から発生する木・枝等が多い要因として、左側の赤字のとおり、本県の敷地面積が全国1位であることを記載するとともに、寄与率がプラスチックごみの分別収集よりも高いことから、順番を入れ替えて記載することといたしました。

次に、4ページ、5ページは同じ内容になりますので、5ページをご覧ください。

方向性3の①一般廃棄物処理の整備促進としておりましたが、県の取組として、促進ではなく、左側の赤字のとおり「支援」で表記を統一することといたしました。

次に、6ページをご覧ください。

コラム1 エコ・ショップに関することで、エコ・ショップ認定店の取組内容例に電子

化について記載がないが、推進すべきではないかとの意見がございました。

右側の計画素案では、現在認定しているエコ・ショップの取組内容例を記載していましたが、レシートの電子化につきましても、ごみ減量化に寄与する取組ですので、左側の赤字のとおり、エコ・ショップ「認定要件となる」取組内容例として、一番下の段のその他の取組の欄に、具体例として、「チラシやレシートの電子化」を記載し、その他、「商品のばら売り、古紙や生ごみ・廃食用油のリサイクルなど」の事例についても記載を追加いたしました。

次に、7ページをご覧ください。

コラム4 廃食用油の再資源化事例について、日立市の事例を紹介しているが、ペットボトルで油を回収しており、ペットボトルの使用はごみの発生につながるため、リターナブルボトルの使用事例を紹介してはいかかかとのご意見をいただきました。

ご意見をいただいたリターナブルボトルでの回収については、水戸市で取り組んでおりますので、左側の赤字のとおり、水戸市の事例の紹介を追加いたしました。

次に、8ページをご覧ください。

不法投棄対策の強化、基本的施策の規制や罰則の強化について、国への働きかけの部分で、残土条例の施行について記載していましたが、当該条例の施行は既に完了しているため、当該内容は削除し、条例施行後の対応として、左側の赤字のとおり、国への法整備の要望をしていく旨を新たに記載いたしました。

次に、9ページをご覧ください。

下の部分の高齢化社会の対応で、使用済みの紙おむつについてリサイクルを進める内容があったほうがよいのではないかとのご意見をいただきました。

紙おむつのリサイクルにおいては、国において検討を進めておりますので、左側赤字のとおり、「国の発信する情報を収集し、市町村へ情報提供してまいります」との記載を追加いたしました。

次に、10ページをご覧ください。

コラム7 広域化の状況で、「⑩は令和9(2027)年予定」の意味が分からないのご指摘がありました。

左側赤字のとおり、⑩が鉾田市全域及び大洗町を示していることが分かるように修正いたしました。

次に、11ページをご覧ください。

電子マニフェストについて、「マニフェスト」と記載が誤っていた箇所についてご指摘をいただきましたので、こちらについては修正しております。

次に、12ページをご覧ください。

パブリックコメントや市町村からの意見とは別に、食品ロス削減推進計画に関する事項において、一部、修正がございます。

3 施策展開の(1)教育及び学習の振興、普及啓発等の⑥ローリングストックの内容に

つきまして、左側赤字のとおり、文章を修正しております。

次に、13ページをご覧ください。

(3)未利用食品等を提供するための活動促進の③でございますが、現在、防災・危機管理課で実施している災害時用備蓄食品の寄附は、主に子ども食堂への提供が多いことから、左側赤字のとおり、提供先に子ども食堂を追加しております。

次に、14ページをご覧ください。

(3)計画の進行管理の主な施策の評価指標について、いばらきフードロス削減取組宣言及びいばらき食べきり協力店の各登録数を、左側赤字のとおり、2026年1月時点での現状値に修正をしております。

15ページは、先ほど、概要版のほうで説明をいたしました修正になります。

以上の修正を反映して、資料2-1の第6次茨城県廃棄物処理計画及び資料2-2の食品ロス削減推進計画に関する事項の最終案を作成しております。

説明は、以上です。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○内藤会長

ありがとうございました。

次に、廃棄物処理計画策定小委員会の委員長でもいらっしゃいます肴倉委員より、補足、コメント等ございましたらお願い申し上げます。

○肴倉委員

ありがとうございます。

小委員会の委員長を務めておりました国立環境研究所の肴倉です。

ただいま、ご説明を丁寧にいただきまして、私から特に補足したい事項はございませんので、これまで小委員会のほうで議論を重ねて修正してきたものにつきまして、忌憚のないご意見をいただければ幸いです。

よろしくお願いいたします。

○内藤会長

ありがとうございました。

それでは、ただいまの説明等につきまして、委員の皆様から、ご意見、ご質問などをいただきたいと存じます。

また、オンライン参加の方は、挙手機能を利用し、指名されましたら、マイクをオンにしてご発言くださいませ。

それでは、どうぞよろしくお願いいたします。

水野委員、よろしくお願いいたします。

○水野委員

1人1日当たりの家庭のごみの排出量のこと、これからの調査ということになると思うのですが、空き家などで廃棄物が結構出ているお家もあつたりとか、それから、一人暮

らしの高齢者のお宅なんかでも、家庭の3Rの処理ができずにいて、結構ごみが家中に多い家が結構あったり、また、空き家の場合は、木とか枝とか、そういった処理に結構地域住民が困っていたりとかという形で、空き家対策における廃棄物、ごみの排出はまだまだ氷山の一角だと思います。

もし各市町村で、空き家バンクで、こんなところがまだまだ盲点になっているというような情報提供とか、そういった点で少しでもごみが少なくなるような対策とか、そういったものやっつけていかないと、これから高齢化に向かってまた空き家も増えていく状況になりますので、その辺のごみ排出量を少しでも減らし、また、地域がよくなっていくために、これからどのような対策をしたらいいのか、そういった部分も何か提示されたらよろしいのかなと思いました。

以上です。

○内藤会長

ありがとうございました。

いかがでしょうか。

○廣瀬資源循環推進課長

ご意見、ありがとうございます。

空き家対策につきましては、なかなか難しい問題がございまして、廃棄物を担当している我々だけではなくて、例えば、土木部サイドのほうともいろいろ調整しなければいけないという部分もありますので、ただ、出されたごみに関しては、適切に処理をするということで、今後、検討してまいりたいと考えてございます。

それから、同じように、今回、5の目標達成に向けた基本的施策の中の方向性2の4番、懸念されている廃棄物の処理に向けた検討等ということで、この中に高齢化社会への対応ということを項目として入れさせていただきました。

こういったものも含めて、現状をよく分析して、施策に反映させられるように、今後、検討してまいりたいと考えてございます。

○水野委員

分かりました。ありがとうございます。

検討の意味で、空き家ということで、ちょっと考えていただければと思います。

よろしく願いいたします。

○内藤会長

ありがとうございました。

続きまして、古米委員、お願いいたします。

○古米委員

どうもありがとうございます。

私からは、不法投棄の発生件数の目標設定について発言させていただきたいと思います。第5次の段階で80件を目標に設定をされた。しかしながら、なかなか減らないので、同

じ目標設定をされているということで、80という数値が、引き続き、5年前と同じものが出てきていると思います。規制の推進をするという方向性の2には、その項目が書いてありますが、今回のものは、第5次のときの不法投棄対策強化に書かれている内容と大して変わっていないようにも見えます。達成できなかった第5次の反省を受けて、どう不法投棄数を百何十ぐらいから80にするのかという対策のところはどう強化されたかについて質問をさせていただきたいと思います。

以上です。

○内藤会長

ありがとうございました。

お願いいたします。

○小澤廃棄物規制課長

廃棄物規制課長の小澤でございます。

お答えさせていただきます。

不法投棄対策については、これまで計画にも書かせていただいた様々な対策を打ってきました、今後は、そういったツールを活用して、個々の事案に対して、厳正に対処して、それで茨城ではなかなか捨てづらいというふうに思わせることによって発生件数を抑えていきたいと考えておりました、打てる対策は打ってきたので、あとはそれを活用して、個々の事案に対してどう厳しく対応していくか、その部分に力を入れて取り組んで、何とか茨城ではやりづらいなと思わせるような形で発生件数の減少というところに結びつけさせていただきたいと考えております。

以上です。

○古米委員

それは計画書の39ページだとか40ページが不法投棄対策の強化というところで書いてあると思うのですが、どこの文言に今の監視体制なり罰則強化ということが書いてあるのでしょうか。

罰則強化については、国への要望としてというのが書いてありますが、今のお話だと、茨城県内でしっかりと厳しく取り締まることで不法投棄を減らしたいというような表現が、今、私が見た範囲内では見当たらないのですが、どこを読めばそのように読めるのでしょうか。

○小澤廃棄物規制課長

例えば、39ページの下の方から40ページにかけてですが、Webカメラの設置だとか、市町村や警察と連携したパトロールの実施、こういったものを通じて、行政指導とか命令とかにつなげて、それで不法投棄をやりづらと思わせるようにして抑止につなげていくということで、こういった記載に趣旨を込めているという形です。

○古米委員

Webカメラ等、前回も記載されていますし、民間警備会社への委託というところも重要

ですが、それも前回も書いてありますよね。あまり表現が変わっていないように見えますが、計画の中に反映されているとのことですので、実際、不法投棄数が減るように実施をぜひお願いしたいと思います。

以上です。

○小澤廃棄物規制課長

ありがとうございます。

○内藤会長

ありがとうございました。

そのほか、いかがでしょうか。

江口委員、よろしくお願いします。

○江口委員

農研機構の江口です。

食品ロスの削減計画について質問させていただきたいのですが、食品ロスの発生量については、国全体としての1人当たりの発生量を出されていて、一方で、茨城県の1人当たりという値が、多分、計算すれば出せるのではないかと思うのですが、どこにも出ていないのかなと感じました。

一方で、家庭用のごみのほうですが、茨城県の廃棄物処理計画の1人1日当たりの家庭系のごみ排出量につきましては、茨城県の1人当たりの値が出されていて、全国との比較がされていて、それに応じて目標値を設定されていると思うのですが、食品ロスのほうにつきましても、もし可能でしたら、1人当たりの値を出していただいて、国全体との比較をしていただいて、それに応じて目標値を設定したほうがいいのかと感じたのですが、現実的にそういったことが、数値を出したりとか、目標設定をするのは難しいということももしかしたらあるのかもしれないですが、そのあたりについてご説明いただければと思います。

○内藤会長

ありがとうございました。

では、よろしくお願いいたします。

○廣瀬資源循環推進課長

ありがとうございます。

前回の計画で言いますと、人口ですとか、あるいは、企業数、事業所数とか、そういったもので大ざっぱに目標というか推計値を出していたのですが、今回は国のほうのデータを基に、茨城県の状況を踏まえ令和5年度の推計値をまず出して、それから、国のほうでは、目標数値を、2030年度までに家庭系で50%、事業系で60%削減するという数値目標を出していますので、それに今回は茨城の場合は数値目標を合わせたということでございます。

1人当たりの数値につきましては、人口減少とか、そういったものも加味しながら、数

値は出せないわけではございませんので、今回の計画の中には記載してございませんが、そういったものも、一応、比較する対象として計算しながら、施策がきちんと効果が上がっているのか、効果が上がっていないのであれば、何か追加の施策とかを考えていくというような形で進めていきたいと考えてございます。

以上です。

○江口委員

ありがとうございました。

○内藤会長

ありがとうございました。

そのほか、いかがでございましょうか。

それでは、第6次茨城県廃棄物処理計画の説明に対しましてご意見を賜りましたが、基本にご異議がないようですので、原案のとおりで差し支えない旨を本審議会の答申にしたいと存じますが、いかがでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

○内藤会長

ありがとうございます。

それでは、お手元の答申案のとおりで答申することに決めます。

よろしく願い申し上げます。ありがとうございました。

次に、報告事項 第6次茨城県廃棄物処理計画に基づく取組についてでございます。

この件につきましては、先ほどご審議いただいた計画に基づき、今後、県が取り組む具体的内容について報告するものでございます。

事務局から説明をお願い申し上げます。

○廣瀬資源循環推進課長

それでは、第6次廃棄物処理計画に基づき、令和8年度以降に具体的に取り組む内容につきまして説明をさせていただきます。

A3の資料になりますが、資料5をご覧ください。

各項目の基本的施策について、主な取組を説明いたします。

まず、方向性1 3Rの促進・推進ですが、啓発や情報提供等の取組が中心となっております。

項目1 県民の3Rの促進では、基本的施策の2つ目の環境教育の推進及び環境意識の醸成としまして、3Rポスターコンクールへの参加呼びかけや、食品ロス削減等に関する学習教材の普及、学校での活用のほか、新産業廃棄物最終処分場に併設して環境学習施設を整備し、デジタル技術等を活用した分かりやすい3Rの取組などの情報発信をまいります。

5つ目の衣類の再資源化の促進では、衣類の大量生産・大量消費・大量廃棄による環境負荷が問題となっておりますことから、衣服を長く大切に着用することや、リユースを推

進するサステナブルファッションの広報に取り組み、普及啓発に努めてまいります。

項目2 事業者の3Rの促進ですが、2つ目の廃棄物再資源化指導センターの活用では、廃棄物の再資源化に知見を持つ団体に運營業務を委託し、排出事業者の個別相談への対応や講習会の開催等を実施してまいります。

3つ目の産業廃棄物多量排出事業者による排出抑制では、前年度に産業廃棄物を1,000トン以上排出した事業者等を対象に、減量化計画を提出させ、その処理実績をホームページで公表するほか、計画と実績が乖離している場合には、事業者を指導してまいります。

項目3 市町村の3Rの促進ですが、2つ目の資源ごみ分別の促進では、県が先進事例や効果等の情報を収集し、資源ごみ分別の未実施市町村に対し情報提供をすることにより、さらなる分別の取組を促進してまいります。

4つ目の一般廃棄物焼却灰の再資源化支援では、焼却灰をリサイクルする技術を持つ企業が県内外にありますので、最終処分量を減らす取組事例として、市町村に情報提供し、再資源化を支援してまいります。

次に、方向性2 廃棄物適正処理の推進ですが、産業廃棄物の不法投棄対策や再生資源物の適正処理、適正保管などに関する取組となっております。

項目1 不法投棄対策の強化では、基本的施策の1つ目の監視体制の強化としまして、併任警察官や警察OBを配置し、警察と連携した巡回パトロールやボランティア不法投棄監視員の委嘱、不法投棄通報アプリを活用した事案の早期発見・早期対応、民間警備会社に委託し、休日・夜間における監視パトロールの実施などに取り組んでまいります。

2つ目の不適正事案の早期対応では、無許可の残土処分など、悪質な事案に対して、警察と連携し、Webカメラによる常時監視やドローンによる上空からの監視などにより、違反行為の継続抑止を図ってまいります。

項目2 排出事業者責任の徹底では、1つ目の電子マニフェスト利用の拡大としまして、産業廃棄物処理事業者に対する講習会を開催し、産業廃棄物処理委託の一連の流れや処理実績などを把握する電子マニフェストの加入を促進してまいります。

2つ目の県内搬入事前協議制度等によるチェック体制の確保では、県外の排出事業者が県内の処理施設に搬入する場合に、県と事前協議を行い、処理方法や処理量などを確認し、その適正処理を確保してまいります。

項目3 適正処理・適正保管体制の整備では、1つ目の産業廃棄物処理施設設置に係る事前審査及び立入検査による適正処理の確保としまして、県独自の事前審査を実施するとともに、設置後には計画的な立入検査の実施を行ってまいります。

4つ目の再生資源物の適正保管の推進では、事業者に対し、再生資源物の保管の高さや保管単位、囲いの可視化などの保管基準について、適正管理等の遵守を指導するとともに、監視パトロール体制の強化を図ってまいります。

なお、指導に従わない場合は、改善命令や許可取消などの行政処分や刑事告発など、厳正に対処してまいります。

項目4 懸念される廃棄物の処理に向けた検討等では、1つ目の太陽光パネルの再資源化としまして、現在、国で検討が進められている使用済み太陽光パネルのリサイクル義務化について、その検討状況の情報収集を図り、情報提供を随時行ってまいります。

2つ目の火災の原因となるリチウムイオン電池等の適正処理では、市町村に働きかけ、一般廃棄物として排出されるリチウムイオン電池回収体制を促進するほか、分別の必要性や広報等についてホームページや広報誌等により普及啓発してまいります。

また、国交付金を活用し、一般廃棄物処理施設における消化設備等の整備を支援してまいります。

次のページになりますが、方向性3 持続可能な廃棄物処理の推進でございますが、処理施設の整備や災害廃棄物の処理体制の強化など、廃棄物処理体制の整備に関する取組となっております。

項目1 一般廃棄物処理施設の整備支援では、基本的施策の1つ目の循環型社会形成推進交付金活用等による市町村の廃棄物処理施設整備支援としまして、市町村の廃棄物処理の基幹的施設である一般廃棄物処理施設について、新設や老朽化対策に国の交付金を活用することにより、円滑に整備が進むよう、交付金制度の情報提供や交付申請等に必要な手続きに対する技術的助言を行ってまいります。

項目2 産業廃棄物最終処分場の整備では、2つ目のエコみらいひたちの整備・運営として、茨城県環境保全事業団が事業主体となり、日立市諏訪町に新たな最終処分場を、地元理解や周辺環境への配慮に努めながら、安全を最優先に整備を進めてまいります。

また、供用開始後は、地域との共生が図られたモデル的な運営に努めてまいります。

項目3 災害廃棄物処理体制の強化では、1つ目の県内災害廃棄物処理体制の強化として、市町村を対象とした災害廃棄物処理に関する研修会を実施し、災害時の廃棄物処理に係る市町村の対応力の強化や関係者間の連携による災害廃棄物処理体制の強化に努めてまいります。

項目4 分野別産業廃棄物処理対策の推進では、1つ目の使用済自動車リサイクルにおける適正処理の確保として、自動車リサイクル法に基づく解体業・破砕業の許可や、立入検査等における解体業者への指導等を通じ、適正処理を確保してまいります。

2つ目の家畜排せつ物法に基づく適正処理の指導等では、畜産農家を定期的に巡回して、現地状況の確認や指導を行うほか、耕種農家と連携して、堆肥への活用による農地還元など、家畜排せつ物の適正処理に取り組んでまいります。

次に、重点項目になります。

重点項目①プラスチックごみ対策になります。

プラスチックごみは、ポイ捨てや不法投棄に加え、海洋に流出したプラスチックがマイクロプラスチック化し、生態系に影響を及ぼすなど、国際的な課題となっており、第6次計画ではプラスチックごみ対策に重点的に取り組んでまいります。

項目1 市町村におけるプラスチック分別収集の促進では、基本的施策の1つ目の市町

村における分別収集の促進及びリサイクル施設の整備支援として、容器包装・製品プラスチックの分別収集、再資源化に関するセミナーを開催するほか、リサイクル施設整備に関する国交付金活用等の技術的助言を行い、市町村における取組を促進してまいります。

2つ目のペットボトルのBtoB促進では、使用済ペットボトルを回収して新たなペットボトルに再生する水平リサイクルを推進してまいります。現在、25市町村で実施しておりますが、実施していない市町村に対し、取組事例の情報提供を行い、全市町村で取り組むよう働きかけてまいります。

項目2 プラスチックの再生利用による天然資源消費量の抑制では、1つ目の事業者との連携による再生利用の促進として、三菱ケミカル株式会社が、昨年、神栖市に廃プラスチックを化学的に処理し、原料レベルの油に戻すケミカルリサイクルプラントを整備しましたことから、三菱ケミカルと連携し、廃プラスチックのケミカルリサイクルの事業化を進めてまいります。

事業化のためには、ケミカルリサイクルの原料となる廃プラスチックを収集する必要がありますが、現時点では、一般廃棄物のプラスチックは、汚れや混合により、そのままではケミカルリサイクルとして使用できないことから、市町村と連携し、一般廃棄物プラスチックの分別収集方法の検討を進めるほか、国のケミカルリサイクル実証実験に参画し、リサイクルに適した分別方法などの研究を進めてまいります。

項目3 海岸漂着物対策の促進では、1つ目の補助を活用した回収、処理事業の促進として、市町村が実施する海岸漂着物の回収・処理事業に対し、国補助制度を活用して支援してまいります。

3つ目の陸域における漂着ごみ対策では、漂着ごみの多くは陸域由来であり、河川を通じて海洋に流出することから、道路などに散乱するごみを回収する統一美化キャンペーンへの県民の参加促進や、ポイ捨てをしないなど、ごみ散乱防止の普及啓発に取り組んでまいります。

重点項目②食品ロス削減の推進です。

2023年度における全国の食品ロス量は464万トンと推計され、大切な食品資源の有効活用や環境負荷低減のためにも、食品ロスを削減することは喫緊の課題であります。

県民や県内事業者等の意識醸成と主体的な行動につなげるため、食品ロス削減について重点的に取組を進めてまいります。

項目1 教育及び学習の振興、普及啓発等ですが、教育庁と連携した食品ロス削減に関する学習教材の普及や環境学習の実施、10月の食品ロス削減月間において、広報誌やケーブルテレビなどを活用して情報発信をしてまいります。

また、宴会時などで最初の30分と終わりの10分は食事を楽しみ、食べ残しを減らすことを呼びかける「3010運動」の推進など、季節ごとの消費の機会を捉えた啓発を行ってまいります。

項目2 情報の収集及び提供、食品関連事業者の取組促進ですが、いばらき食べきり協

力店やいばらきフードロス削減取組宣言を募集し、県のホームページで公表するなど、食品関連事業者の取組を促進してまいります。

項目3 未利用食品等を提供するための活動促進ですが、食品ロスを抱える事業者と活用したい事業者等とのマッチングの推進のほか、県内のフードドライブ活動や寄附食品回収ボックスの設置状況等の情報の一元化、食品寄附による食品の有効活用の一斉呼びかけなどに取り組んでまいります。

項目4 市町村の取組促進ですが、市町村の特色ある取組や先進的な事例について、県で情報収集し、県民や事業者、他市町村に対して情報を発信し、情報共有を図ることにより、市町村の食品ロス削減の取組を促進してまいります。

施策については、課題や成果等を検証し、随時、見直しを図っていくなど、PDCAサイクルを回して取り組んでまいります。

以上が、第6次廃棄物処理計画に基づく令和8年度以降の具体的な取組内容になります。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○内藤会長

ありがとうございました。

ただいまの説明につきまして、委員の皆様からご質問はございますでしょうか。

水野委員、よろしくお願いいたします。

○水野委員

リチウム電池の処理のことなのですが、環境省のほうでは、先ほどの資料の中でも、事業者の皆様という形でのポスター掲示がされているのですが、全県民が意識を高めて、県として各市町村への分かりやすい掲示のポスターがあったらいいのではないかなということを感じております。

また、処理後に、再利用とか再生品としてリサイクルできるということをきちんと明記しておくことが、県民の人たちも、ただ捨てるだけではなく、ちゃんと再生ができるのだということも意識できるので、県らしいポスターとか掲示というものが各市町村に掲示されていたら、さらに分かりやすく、身近なものが最近多いので、そういった意識を高めるためにも、そういったものがアップされたらいいのではないかなということを意識しているのですが、いかがでしょうか。

以上です。

○内藤会長

ありがとうございました。

いかがでしょうか。

○廣瀬資源循環推進課長

ご意見、ありがとうございます。

県のほうでも、広報誌「ひばり」の1月号でリチウムイオン電池のことで周知させていただいたり、あるいは、ホームページで周知をさせていただいておりますが、ポスターの

ほうも、そういったことで効果があると期待できるということであれば、そういったものも使って周知を徹底していきたいと考えてございます。

○水野委員

ありがとうございます。よろしく願いいたします。

○内藤会長

ありがとうございました。

そのほかございますでしょうか。

青柳委員、お願いいたします。

○青柳委員

青柳です。よろしく願います。

この重点も含めまして、全体的な方向性について伺いたいのですが、本文のほうでは、最初のほうにサーキュラーエコノミーとか、それから、カーボンニュートラルとか、社会情勢が変わってきましたよということが書いてあって、これが最初に出てくるのですが、重点を見ますと、こういうものが全く入ってこなくて、いわゆる従来どおりの垂流の対策に限定されているように見受けられるのですが、計画の前提条件はいろいろ変わってきているけれども、それには対応しないと、そういう方針だということではよろしいのでしょうか。

○内藤会長

ありがとうございました。

よろしいですか。

○廣瀬資源循環推進課長

ご意見、ありがとうございます。

なかなか県、あるいは、市町村レベルで循環までというのは難しい部分がございます、国のほうで、製造業等も含めて、循環するといったものを検討しているというのがございますので、県としては、出された廃棄物をどのように処理をするのか、それを国のそういった循環型社会に向けた取組にどういうふうに持っていくかというものはやはり課題だというふうに考えてございます。

一般廃棄物、産業廃棄物の適正処理をしていくということをもまずは大前提にして、そこから資源循環につなげていくというような形で考えてございますので、全く国のほうと連携していないという部分ではございませんので、そこをご理解いただければと思います。

○青柳委員

循環型、サーキュラーエコノミーとかというのは国の仕事であると、そういうご認識であるということですね。分かりました。

以上です。

○内藤会長

ありがとうございました。

そのほか、いかがでございますでしょうか。

よろしゅうございますでしょうか。

ありがとうございました。

報告事項につきましては、以上になります。

そのほか、本日の審議会全体を通して、ほかにご意見はございませんでしょうか。

ありがとうございます。

それでは、以上で、本日の審議を終了いたします。

委員の皆様には、熱心にご審議をいただきまして、大変ありがとうございました。

事務局におかれましては、本日いただいた意見を踏まえ、今後の取組への反映の検討をお願いしたいと思いますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

それでは、進行を事務局にお返しいたします。

ありがとうございました。

○司会(大高総括課長補佐)

内藤会長、どうもありがとうございました。

それでは、以上をもちまして、令和7年度第3回茨城県環境審議会を閉会いたします。

本日は、お忙しい中、本審議会へご出席いただきまして、誠にありがとうございました。

オンライン参加の皆様は、随時、ミーティングからご退室ください。

お疲れさまでした。